

加入者の皆様へ

令和6年「お薬についてのお知らせ」発送のご案内

当組合では医療費適正化事業、及び厚生労働省が示す「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」推進のために、ジェネリック（後発）医薬品差額通知を下記のとおり発送いたします。

お手元に届いた方は内容をご確認いただき、是非この機会にジェネリック医薬品についてご理解いただき、ご使用を検討願います。既にジェネリック医薬品に変更されている場合は行き違いとなりますが、ご容赦願います。

郵送する通知は、ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

なお、令和6年10月開始の「長期収載品の選定療養」制度に対応した算出ではありません。

記

1. 対象者： 令和6年1月～令和6年3月の3ヶ月間に医療機関を受診された 3 歳以上 75 歳未満の被保険者及び被扶養者の方で、14 日分以上の医薬品の処方を受けられており、処方されたお薬がジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担相当額が 800 円以上の減額が見込まれる方。

※全員に届くわけではありません。

2. 発送時期： 令和6年12月中旬

3. 配布方法： ご自宅へ個人宛（18 歳未満の被扶養者の方が対象となった場合には、被保険者の方宛）に特定記録郵便にて送付いたします。

以上

お 問 い 合 せ 先
業 務 部 審 査 課
TEL 03-3666-8947